

(様式 1)  
 審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

		担当課	薬務衛生課	検索番号	11-2						
法令名	美容師法	根拠条項	12の3-2								
許認可等	管理美容師講習会の指定										
<p>(根拠規定)</p> <p>○美容師法（抄）（昭和32年6月3日法律第163号）        （管理者）        第十二条の三        2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。</p> <p>&lt;厚生労働省令で定める事項&gt;</p> <p>○美容師法施行規則（抄）（平成10年1月27日号外厚生省令第7号）        （講習会の指定基準）        第二十三条 美容師法第十二条の三第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="248 943 1235 1128"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公衆衛生</td> <td>四時間</td> </tr> <tr> <td>美容所の衛生管理</td> <td>十四時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識及び経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。</p> <p>イ 医師        ロ 歯科医師        ハ 薬剤師        ニ 獣医師        ホ イからニまでに掲げる者と同等の知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>三 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行うものであること。</p> <p>四 前号の認定を受けた者に対し、講習会修了証書を交付すること。</p>						科目	時間	公衆衛生	四時間	美容所の衛生管理	十四時間
科目	時間										
公衆衛生	四時間										
美容所の衛生管理	十四時間										